

学会認定・自己血輸血責任医師 資格申請書提出について

2011年12月03日

学会認定・自己血輸血看護師制度
協議会会長 脇本 信博

学会認定・自己血輸血看護師制度では看護師だけに責務をおわせるのではなく、自己血輸血責任医師の存在が必須です。今回、学会認定・自己血輸血看護師制度協議会は下記・必要条件を満たした医師を**学会認定・自己血輸血責任医師**として認定することにしました。

すでに学会認定・自己血輸血看護師がいる施設の医師が該当します。申請は1施設1名で結構です。

なお、該当施設の医師が申請書（様式3-1および3-2）を提出しない場合には、すでに取得されている自己血輸血看護師の認定を取り消しますのでご注意ください。ただし、自己血輸血看護師の異動、妊娠・分娩などのため、やむを得ず申請書を提出できない事情がある場合には、協議会事務局までご相談ください。

ご注意：お問い合わせは学会認定・自己血輸血看護師制度協議会事務局へ連絡ください。電話でのお問い合わせは固くご遠慮願います。
〒173-8605 東京都板橋区加賀 2-11-1
帝京大学医学部整形外科学教室内
E-mail : info@jsat.jp, Fax : 03-5375-6864

学会認定・自己血輸血責任医師認定取得のための必要条件

以下の5項目が必須です。

- 1) 日本自己血輸血学会または日本輸血・細胞治療学会の会員であること。
- 2) 貯血式自己血輸血の適応を決定すること。
- 3) 自己血採血日の患者の全身状態チェックと採血の可否を決定すること（自己血採血の可否の決定は自己血輸血責任医師が指導する医師が行ってもよい）。
- 4) 貯血式自己血輸血に関する事項（採血方法、エリスロポエチンの適応、合併症対策、保管管理など）を管理し、看護師を教育・指導すること。
- 5) 日本自己血輸血学会教育セミナーまたは自己血輸血看護師制度協議会指定セミナーあるいは日本自己血輸血学会学術総会または日本輸血・細胞治療学会総会（秋季シンポジウムも含む）に1回以上参加し受講証明書あるいは参加証を保有すること

申請書（様式3-1および3-2）の提出方法と提出期限

学会認定・自己血輸血看護師がいる施設の**医師**が申請書の原本とコピー1部を上記・協議会事務局まで**書留**で送付ください。下記・資格証明書希望の場合には振込票も併せて送付ください。

なお、書類が整っている場合には、提出期限前の申請でも受理します（例えば、第5回合格者の施設が2012年3月提出する場合にも受理します）。

第1回～第4回試験合格者の施設：2012年3月31日締切（消印有効）

第5回～第6回試験合格者の施設：2013年3月31日締切（消印有効）

第7回以降の試験合格者の施設：受験日翌年の3月31日締切（消印有効）

学会認定・自己血輸血責任医師証明書の発行

資格が認められた医師は学会認定・自己血輸血責任医師として認定します。認定日は提出期限の翌月とします。希望者には「資格証明書」を発行します。将来、貯血式自己血輸血管理料の算定が認められた場合には証明書が必要になると考えられます。希望者は実費2,000円を下記口座に振り込みの上、振込票のコピー（A4に拡大）を様式3-1および3-2とともに送付ください。

なお、学会認定・自己血輸血責任医師の**初回の認定期間**は自己血輸血看護師の残りの認定期間と同じ期間とし、**次回以降は**、自己血輸血看護師が認定更新を行う際に責任医師も認定の更新が必要です。更新費用は不要ですが、資格証明書の更新が必要な方は実費2,000円が必要です。更新方法は「学会認定・自己血輸血看護師制度 受験申請の案内」および「看護師制度受験申請に際しての注意」（11.12.03改定版）の3頁と7-8頁を参照ください。

振込口座：三菱東京UFJ銀行 本店（店番001）普通口座番号0116790
「学会認定・自己血輸血看護師制度協議会 会計責任者 松崎 浩史
（まつざき こうじ）」
注意：振込時は申請者の氏名のみ記載のこと。